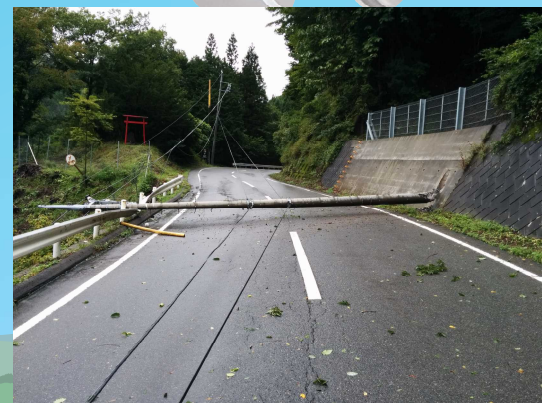


群馬県

無電柱化推進計画 2019

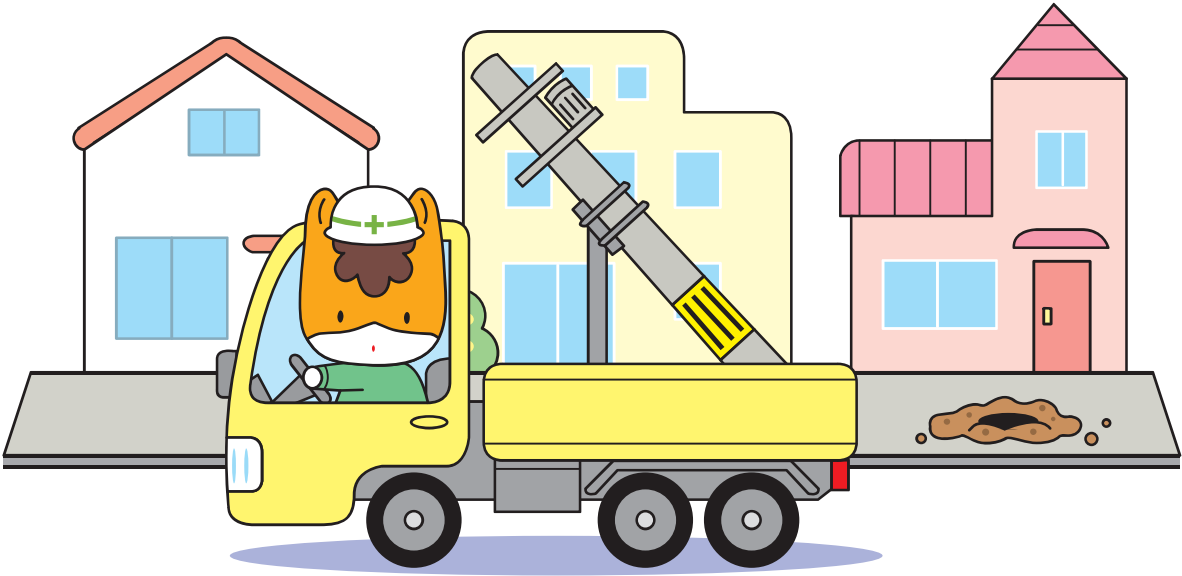
群馬県県土整備部



Gunma Prefectural Government

2019年3月

群馬県県土整備部



はじめに

群馬県では、昭和60年代から、市街地の幹線道路を中心に無電柱化に取り組んできた結果、県内の国道、県道、市町村道の無電柱化の整備延長は、約100kmにまでなりました。しかし、群馬県内において、無電柱化すべき道路に対しては、部分的にしか整備ができていない状況です。

一方で、東日本大震災(平成23年3月)、熊本地震(平成28年4月)及び北海道胆振東部地震(平成30年9月)などの大規模地震では、電柱の倒壊が発生し、救助活動に支障をきたす事例が見受けられました。また、平成30年9月に上陸した台風21号によって、全国で1,600本以上の電柱倒壊が確認されています。

そこで、県では無電柱化を推進するため、今後、概ね10年間に優先的に無電柱化する区間や整備目標を定めた「群馬県無電柱化推進計画2019」を策定しました。

本計画は、無電柱化にあたって、道路管理者による地中化に加え電線事業者による単独地中化、道路における電柱の占用制限など、国から示された多様な整備手法を組み合わせ、低コストで整備することとしています。

無電柱化は、災害時の電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐなど、防災機能の強化はもちろん、良好な景観の創出や、安全で快適な歩行空間を確保するためにも重要な事業であり、特に、本県では、インバウンド拡大に向けた良好な景観作りのための方策の一つとして、観光地の無電柱化は重要と考えています。

県では、今後も、「魅力あふれる群馬」の実現を目指して「群馬県無電柱化推進計画2019」に基づき、国や市町村、電線事業者と連携して、道路の無電柱化を積極的に推進していきます。

平成31年3月

群馬県県土整備部長 中島 聡

群馬県無電柱化推進計画2019の概要

群馬県無電柱化推進計画 2019

P.01

「魅力あふれる群馬」の実現を目指し、群馬県における道路の無電柱化を積極的に推進するため、2019年からの10年間で優先的に無電柱化する区間や整備目標を定めた計画

無電柱化の定義： 電線を地下に埋設する方法やその他の方法により、電柱又は電線（電柱によって支持されるものに限る）の道路上における設置を抑制することで、道路上の電柱又は電線を撤去すること。

計画対象路線 群馬県全域における国道、県道および市町村道（計画・事業中の新設道路も含む）

計画期間 2019年度（平成31年度）～2028年度（10年間）、概ね5年毎に見直しを実施

基本方針

P.24

防 災

緊急輸送道路ネットワークの信頼性向上と災害時の救助活動の円滑化

安全・円滑な交通確保

歩行者や車椅子、自転車の安全円滑な通行空間の確保

景観形成・観光振興

観光資源や歴史ある文化遺産と一体となった魅力ある景観づくり

整備方針

P.27

- （方針1）道路管理者間および官民連携による無電柱化整備の推進
- （方針2）電柱移設も含めた、様々な整備手法の組み合わせによる柔軟な無電柱化整備
- （方針3）無電柱化の必要性に合わせた重点的な整備の推進
- （方針4）同時整備等によるコスト縮減や工期短縮を図る事業の効率化

本計画の特徴

P.01

- ・「無電柱化の推進に関する法律」に基づき策定された群馬県初の無電柱化推進計画
- ・国道・県道・市町村道全ての県内道路を対象とした全国初の無電柱化推進計画
- ・電線管理者と強力で連携し、電柱移設も含めた柔軟な無電柱化整備方針
- ・今後10年間における優先的に整備する区間や整備目標を分野毎に定めた計画（「防災」「安全・円滑な交通確保」「景観形成・観光振興」の3分野）

群馬県における無電柱化の現状

P.16

無電柱化率は県全体で約0.7%（もともと電柱・電線類のない区間を含む）に留まっており、無電柱化の整備延長で見ると全体の約0.3%（整備延長約98km）程度と、無電柱化は大きく立ち遅れている状況

無電柱化に関する群馬県の課題

P.18

- （1）無電柱化整備における課題
 - 無電柱化事業への沿道住民の理解
 - 高い整備費用
 - 地上機器設置場所に関する合意形成
- （2）防災における課題
 - 緊急輸送道路ネットワークの見直しに合わせた無電柱化の推進
 - 交差点部を含めた無電柱化の連続性確保
 - 新設道路における電柱の建柱対策
- （3）安全・円滑な交通確保における課題
 - 狭隘道路等における地上機器設置への対応
- （4）景観形成・観光振興における課題
 - 主要な観光地周辺（富岡製糸場等）における無電柱化の推進

防 災

緊急輸送道路ネットワークの信頼性向上と災害時の救助活動の円滑化

災害時における救助活動や復旧活動などを円滑に展開できるよう、緊急輸送道路の無電柱化を推進するものとし、特に防災ネットワークを構築する重要な第一次緊急輸送道路について優先的に無電柱化を推進

目指すべき将来像

災害時における道路ネットワークの信頼性向上を目的として、緊急輸送道路全線を無電柱化

今後10年における実施目標

防災ネットワークを構築する重要な第一次緊急輸送道路の無電柱化

- ▶ 第一次防災拠点44箇所への経路における無電柱化事業着手
- ▶ 地域高規格道路および主要都市間の幹線道路における無電柱化事業着手

安全・円滑な交通確保

歩行者や車椅子、自転車の安全円滑な通行空間の確保

バリアフリー重点整備地区および「都市計画区域マスタープラン」において中枢拠点および都市拠点等に位置づけられた地区の歩行者・車椅子・自転車の安全な通行確保が必要な路線の無電柱化を推進するものとし、バリアフリー重点整備地区内の特定道路について優先的に無電柱化を推進

目指すべき将来像

バリアフリー重点整備地区および中枢拠点や都市拠点等において安全な交通確保が必要な路線の無電柱化

今後10年における実施目標

重点整備地区内のバリアフリー特定道路の無電柱化

- ▶ バリアフリー特定道路における整備必要区間における整備完了

景観形成・観光振興

観光資源や歴史ある文化遺産と一体となった魅力ある景観づくり

観光資源や歴史・文化遺産と一体となった良好な景観の形成、眺望の改善を目指し、主要な観光地の周辺路線の無電柱化を推進するものとし、特に重要な位置づけを持つ「世界文化遺産」「重要伝統的建造物群保存地区」「歴史的風致維持向上計画における重点区域」の周辺道路について優先的に無電柱化を推進

目指すべき将来像

群馬県における主要な観光地の周辺道路の無電柱化

今後10年における実施目標

重要な位置づけを持つ観光地の周辺道路

- ▶ 重要な位置づけを持つ観光地周辺の道路において県・市町村で対象とする路線の整備完了

無電柱化事業の促進

- 多様で柔軟な無電柱化手法による整備促進
- 事業手法の工夫や新たな手法の取り入れによる事業の効率化
- 電線共同溝整備における事業調整によるコスト縮減と工期短縮

電柱、電線の設置抑制、撤去

- 占用制限制度の適切な運用
- 交差点部における道路管理者、交通管理者、電線管理者との整備調整

占用企業者との埋設基準に関する取り決め

- 電線共同溝整備予定部分への上下水道等の占用調整による移設工事の削減

無電柱化の推進に向けた体制づくり

- 広報・啓発活動の実施
- 関係者間の連携の強化
- 技術力の向上
- 無電柱化の推進に向けたルール作り
- 必要に応じた補助制度等の検討

目 次

群馬県無電柱化推進計画 2019とは	p.01
--------------------------	------

第1章 計画の目的と位置づけ

1. 計画策定の背景と目的	p.02
2. 位置づけ	p.03
(1) 本計画の位置づけ	p.03
(2) 計画対象路線と計画期間	p.04

第2章 無電柱化の近年の動向と整備方法

1. 無電柱化の意義と動向	p.05
(1) 無電柱化の意義	p.05
(2) 無電柱化に関する国の動向	p.06
2. 無電柱化の整備方法	p.07
(1) 無電柱化の整備方式	p.07
(2) 電線共同溝方式における整備手法	p.12
(3) 現在、検討が進められている整備方式	p.15

第3章 群馬県における無電柱化の現状

1. 群馬県の無電柱化状況	p.16
2. 群馬県における無電柱化に関する課題	p.18
(1) 無電柱化整備における課題	p.18
(2) 防災における課題	p.21
(3) 安全・円滑な交通確保における課題	p.23
(4) 景観形成・観光振興における課題	p.23

第4章 無電柱化の推進に関する基本的な考え方

- 1. 無電柱化の基本方針 p.24
- 2. 無電柱化の整備方針 p.27

第5章 目指すべき将来像と今後10年における実施計画

- 1. 緊急輸送道路ネットワークの信頼性向上と災害時の救助活動の円滑化に向けた取り組み p.30
 - (1) 目指すべき将来像 p.30
 - (2) 今後10年における実施計画 p.30
- 2. 歩行者や車椅子、自転車の安全円滑な通行空間の確保に向けた取り組み p.33
 - (1) 目指すべき将来像 p.33
 - (2) 今後10年における実施計画 p.33
- 3. 観光資源や歴史ある文化遺産と一体となった魅力ある景観づくりに向けた取り組み p.34
 - (1) 目指すべき将来像 p.34
 - (2) 今後10年における実施計画 p.34
- 4. 市街地などで無電柱化を必要とする計画路線での取り組み p.35

第6章 無電柱化の推進に向けた施策等

- (1) 無電柱化事業の促進 p.36
- (2) 電柱、電線の設置抑制、撤去 p.41
- (3) バイパス整備や道路拡幅時に無電柱化と同時施工しない場合の占用企業者との埋設基準に関する取り決め p.42
- (4) 無電柱化の推進に向けた体制づくり p.43

第7章 群馬県無電柱化推進計画の実現に向けて p.45

- 群馬県無電柱化協議会 p.46

無電柱化計画路線 p.49

群馬県無電柱化推進計画 2019とは

この計画は、「魅力あふれる群馬」の実現を目指し、群馬県における道路の無電柱化を積極的に推進するため、今後10年間で優先的に無電柱化する区間や整備目標を定めた計画です。

平成7年の「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」の制定以降、主に電線共同溝の整備により無電柱化を進めてきましたが、多大な費用と長期の事業期間が必要となっています。本計画では、電線共同溝以外の多様な整備手法を組み合わせ、低コストで整備するなど、更なる道路の無電柱化に向けて、具体的な施策を定めています。

1. 目的

群馬県における緊急輸送道路ネットワークの信頼性向上、安全で快適な歩行空間や自転車通行空間の形成および群馬県の観光資源や歴史・文化遺産と一体となった魅力ある景観づくりを目的として、道路管理者と電線管理者の官民連携による無電柱化の推進を目指します。

2. 対象路線

群馬県全域における国道、県道および市町村道を計画対象路線とします。(計画・事業中の新設道路も含む)

3. 計画期間

2019年度(平成31年度)～2028年度の10年間とし、概ね5年毎に見直しを行います。

4. 計画の特徴

- 「無電柱化の推進に関する法律」に基づき策定された群馬県初の無電柱化推進計画
- 国道・県道・市町村道全ての県内道路を対象とした全国初の無電柱化推進計画
- 電線管理者と強力に連携し、電柱移設も含めた柔軟な無電柱化整備方針
- 「防災」「安全・円滑な交通確保」「景観形成・観光振興」を目的とした、今後10年間における分野毎の優先箇所、目標を定めた計画